

区市町村高次脳機能障害者支援促進事業

資料3—2

区分	内 容
目 的	区市町村が高次脳機能障害者及びその家族等に対する相談支援を実施するとともに、医療機関、就労支援センター等の関係機関との連携を図り、高次脳機能障害者に対し適切な支援を提供し、区市町村における高次脳機能障害者への支援の促進を図る。
対象者	都内に住居のある高次脳機能障害者及びその家族など
事業内容	<p>高次脳機能障害者支援員（※）を配置し、以下の事業を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 相談支援 ② 関係機関との連携 ③ 社会資源の把握・開拓 ④ 広報・普及啓発 <p>※ 支援員は、社会福祉士、保健師、作業療法士、心理技術者等、高次脳機能障害者について知識を有し、高次脳機能障害者の自立に向けた支援を行うことができるものとする。</p>
実施主体	区市町村
補助基準額等	<p>〔対象経費〕 人件費、支援計画作成費等相談支援事業費、連絡会経費、普及啓発等事務費、その他事務費等</p> <p>〔基準額〕 4, 1 0 2 千円</p> <p>〔補助率〕 3 / 4</p>
事業開始	平成19年4月
根拠法令	<p>(国) 障害者総合支援法第78条 地域生活支援事業実施要綱 (平成19年6月18日 障発第0801002号)</p> <p>(都) 区市町村高次脳機能障害者支援促進事業実施要綱 (平成19年4月9日 18福保障計第1686号)</p>

【令和5年度実施状況】

	実 施 区 市 町 村
特別区 (22区)	中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区
市町村 (22市1町)	八王子市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、清瀬市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、奥多摩町